

2 学期の始業に係わる新型コロナウイルス感染防止対策

勝浦市立勝浦中学校 令和3年8月26日

1 分散登校計画

- (1) 目的
- ・新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で全国的に新規感染者が増加している。また、本市及び近隣市町においても同様の傾向がみられる。そのような状況下、生徒への感染防止の観点から分散登校を実施する。
 - ・登下校における、感染リスクの軽減を図る。
- (2) 期間 令和3年9月1日（水）～9月10日（金）8日間
- (3) 登校日
- 1 学年 9月2日（木）、7日（火）、10日（金）
2 学年 9月3日（金）、8日（水）、
3 学年 9月1日（水）、6日（月）、9日（木）
- (4) 学習等
- ①登校する学年
- ・朝の会から通常通りの教育活動を実施する。
 - ・感染防止の観点から学級を2つに分けて、授業等を実施する。
- ②自宅でのオンライン学習
- ・朝の会から通常通りの教育活動をオンラインで実施する。
 - ・学年での授業展開を基本とする。
- ③時間割等は、別紙のとおり。 ※後日ホームページに掲載
- ④生徒の健康面や運動欲求に配慮するため、感染リスクの少ない種目等を保健体育で行う。（感染防止対策の徹底、用具等の消毒）
- (5) 機器等
- 自宅でのオンライン学習用に i p a d（学校備品）を貸与する。
w i f i 環境のない家庭には、ポケットルーターを貸与する。（市教育委員会学校教育課備品）
- (6) その他
- ①個別に指導や支援が必要な生徒は、登校させて授業を行う。
- ②保護者から家庭の事情で登校させたいと申し出があった場合は、その申し出の妥当性を考慮した上で、必要に応じて登校させて授業を視聴させる。
- ③機器及び学習資料の配付日（臨時登校日）
- 1 年：8月30日（月）、2 年：8月31日（火）
通常登校8時05分登校、登校のスクールバスは登校2便を運行する。
下校9時40分下校
- 【交通機関】 J R：（下り）9時57分、（上り）9時46分
スクールバス：10時00分 ※臨時便
路線バス：（大多喜方面）9時50分
（ミレーニア方面）10時00分 ※臨時便
- ④新型コロナウイルス感染症等の理由により、出席を控えたい生徒については、個別に対応する。
- ⑤保護者への連絡は、8月26日以降にメール送信する。
- ⑥教室及びトイレ等の共有部分の消毒は学校用務員が行う。
- ⑦部活動については、9月12日（日）まで中止とする。
- ⑧自宅学習に係わる「生徒の自覚」については、登校時に指導する。
- ⑨上記にないものについては、弾力的に対応する。

2 デルタ株に対応した追加の感染防止対策

- (1) 目的等
- ・若年層にも感染力が強いとされるデルタ株にも対応するために、追加の感染防止対策を実施する。
 - ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルをデルタ株に対応したものに改訂し、教職員・生徒が共通理解のもとに行動変容をする。
- (2) 期間等 令和3年8月26日から実施 ※緊急事態宣言中の実施
- (3) 対 策
- ・健康観察等（水際対策の強化）
 - ①健康観察等：昇降口前で教職員による健康観察の確認を行う。
 - ②検温の実施（ダブルチェックの実施）
 - 生徒：昇降口前で非接触型検温器で体温を測定する。平熱より高い場合は、隔離し保護者に連絡をして下校措置とする。
 - 教職員：職員玄関で非接触型AI検温器で体温を測定する。平熱より高い場合は、管理職に電話報告し退勤する。
 - 訪問者：玄関を施錠し、呼び鈴を押してもらう。教職員が健康状態を確認し、次に非接触型AI検温器で体温を測定する。平熱より高い場合は、その場で退出してもらう。
 - ・感染防止対策
 - ③マスク等：常時、マスクを着用する。
不織布マスクを推奨する。（ウレタンマスクは禁止）
 - ④人的距離の確保：1学級を2つに分割して授業等を行う。
※給食時も同様とする。
 - ⑤飛沫防止対策：授業者及び生徒と対面する場合は、フェイスシールドを装着する。給食配膳時も、生徒・教職員共にフェイスシールドを装着する。
 - ⑥接触対策：生徒、教職員共に個人用携帯アルコールボトルを活用し、こまめに手指消毒を行う。共用部分については、1日1回以上、消毒を行う。
 - ⑦換気対策：常時換気に加え、扇風機等を活用し換気を促進する。授業の中間及び休み時間は、窓を全開にして換気をする。換気の指標として二酸化炭素濃度測定器を活用し、換気状況を確認する。
※普通教室、特別教室の換気実験をもとに、その日の天候、風量を考慮して換気する。（実験結果はホームページに掲載予定）
 - ⑧黙食指導：給食時は黙食を徹底する。食事の前後に手指消毒を行う。
 - ⑨歯磨き：教室で歯磨きを行い、口内を洗浄する際は、手洗い場で飛沫防止を意識して行う。
 - ⑩登下校指導：登下校の指導を強化し、人的距離の確保等の指導をする。
 - ・啓発活動
 - ①啓発看板：学校敷地内14か所に設置する。
 - ②啓発放送：業間や昼休みに啓発放送を行う。
- (4) 指導助言 学校医、学校薬剤師に追加対策について相談し、指導・助言のあったものは対策に追加する。
※平熱・発熱の定義等については学校医より助言をもらい、校内で内規を整備する。